

F・A・ハイエクと国家の問題

萬 田 悦 生

- 一、二つの世界
- 二、団体としての国家
- 三、国家の目的
- 四、伝統と刷新
- 五、国家、ネーション及び市場

一、二つの世界

ハイエク晩年の思考の大きな特徴は、人類が今日二つの世界に住み、その間に引き裂かれていることを強調しているところにある。すなわち、私達は一方において、家族に典型的にみられるような小集団の生活様式を實踐するとともに、他方において、互いに顔も名前も知らない多くの人達を包含した「拡大した秩序」(extended order)の下に生きなければならなくなっているというのである。私達は、異なったルールに基づく異なった種類の秩序のなかで同時に生きて行くために、自分達の生活、考え方、感情を絶えず調節しなければならなくなっ

ており、そこに現代に生きる私達の大きな困難が横たわっているのである。⁽¹⁾

ハイエクによれば、私達が本能や感傷的な願望の命ずるままに、家族のような小宇宙のルールを、修正や抑制をせずに文明を広い範囲で成り立たせている大宇宙に適用すれば、大宇宙の崩壊を招くことになり、逆に「拡大した秩序」を支えるルールを、成員が相互に緊密な関係を保つ小集団に適用すれば、小集団の破砕を引き起こすことになるのである。従って私達にとって必要なことは、二つの別種の世界に同時に住むことを学ぶことであるとハイエクはいう。⁽²⁾

ハイエクが最も大きな問題点を見出しているのは、この二つの世界のうち、私達がとすれば緊密な人間関係から成る小宇宙の方に引きつけられ、その論理を大宇宙の在り方にも及ぼそうとする傾向を持っていることである。ハイエクは、二つの世界の在り方の違いを次のように詳述している。

一方において小集団の行動にふさわしい態度や感情がある。そうした小集団のなかで、人類は十万年以上にわたって暮らしてきたし、互いに知り合っている仲間達が相互に役立ち、共同の目的を追求することを学んできたのである。奇妙なことに、こうした昔ながらのより原始的な態度と感情が、今日多くの合理主義者によって、また経験主義、快楽主義、並びにそれらと結びついた社会主義によって支持されているのである。他方において、文化的な進化の面で比較的最近生じた発展がある。そこでは私達はもはや知り合いの仲間に役立ったり、共同の目的を追求したりすることに主眼を置いているのではない。そうではなくてそこでは、文明のあけぼの以前に存在したのよりも何倍も多くの人々を産みかつそうした人々の生存を維持する制度や、道徳システムや、伝統が發展しているのである。そしてそこでは、人々は競争しつつも平和裏に、自分達自身で選んだ無数の多様な目的を、彼らが決して知り合うことのない無数の人々と共同で追求しているのである。⁽³⁾

この叙述から明らかなように、ハイエクに従えば、現代文明の維持・発展にとって大切なことは、小集団の在

り方と「大社会」あるいは「拡大した秩序」の在り方を区別し、とかく生じがちな前者のルールによる後者のルールの侵害を防止することである。そしてそのために必要なことは、私達が他の仲間や伝統から模倣によって学ぶことにより、文明が進化してきたことを認識することである。この学習も人間の生得的な能力である点では本能的であるが、人類に文明が可能になったのは、この本能が他の本能に取って代わることができたからである。つまり、本能の命じる行動を禁止するルールに従うことを学ぶことで、人類は文明に到達したのである。⁽⁴⁾

しかしハイエクは、このルールが全面的に理性の産物であるとはみていない。ハイエクによれば、理性のなすべきことの一つは、自らがどの程度の支配力を及ぼし得るのか、自らが全面的に支配し得ない諸力にどの程度依拠すべきかを決定することであって、意識的な理性が個々の人間行動を全て決定すべきであるとみるのは間違っている。⁽⁵⁾ 理性が他の諸力よりも一般と高い立場にあるのではなく、理性も道徳と同様、文明の進化と選択のプロセスの結果として存在しているのである。⁽⁶⁾

従ってハイエクにとっては、文明の進化の産物である「拡大した秩序」は、一方において本能を越え、またしばしば本能と対立するものであり、他方において、理性のみによって作り出されたり、設計されたりすることができないものである。ハイエクが文明の進化を引き起こすものとして重視するのは、本能と理性の間にあるものとしての伝統である。この伝統とは、観察された事実を合理的に解釈することによって形成されたものではなく、様々な事態に反応する習慣によって産み出されたものである。⁽⁷⁾ 人類はこの伝統から学ぶことで、「拡大した秩序」を発展させてきたのである。

人類がむき出しの本能にも意識的な理性にもよらず、伝統から学ぶことで発展させてきた「拡大した秩序」(その典型的な事例は、いうまでもなく市場社会である)を、ハイエクが何としても守ろうとするのは、この秩序こそ現代社会に不可欠のものとみるからである。何故ならこの秩序の下でのみ、単に互いに知っている人同士が目

的の共有を通して助け合うのではなく、「抽象的な行為のルールを守ることで、私達が知らない人達の必要にま
すます奉仕し、同様に私達自身の必要が、知らない人達によつて満たされる」ようになるからである。⁽⁸⁾ このよう
な立場に立つハイエクは、「たとえ緩慢であつたにせよ、またたとえ後退を示すことがあつたにせよ、秩序ある
協力が拡大し、共同の具体的な目的が、一般的で、目的を捨象した抽象的な行為のルールによつて置き換えら
れた⁽⁹⁾」ことを高く評価しているのである。

このようなハイエクの議論から直ちに生じてくる疑問がある。それは、ハイエクが提起した二つの世界の間で、
国家をどう位置づけ、国家の性格をどう捉えるのか、という問題である。構成員が相互に顔や名前を知っている
小宇宙と、そういうものを知らない大宇宙の相違を明示し、それぞれの論理が他方を侵蝕することを防止しよう
とした点は、確かにハイエクの達見といふことができる。しかし、国家はこの二つの世界の間にあつて、自らの
役割をどこに見出すべきかという問題に対して、ハイエクは必ずしも明確な答を用意しているとみることはでき
ない。そのことを明らかにし、ハイエクが明確に触れることがなかった、国家の性格の問題について考察するの
が本稿の意図である。

二、団体としての国家

ハイエクは国家の在り方に関して次のように述べている。

自由な社会では、国家は多くの組織の一つである——すなわち、そのなかで自己発生的な秩序が生み出される、効果
的な外的枠組を提供するための組織である。しかしまた政治機構としてのみ機能し、自由な諸個人の活動を決定するこ
とのない組織である。この国家の組織は、多くの自発的な組織を抑制するが、社会を構成するのは、個々人と、彼らが

作り出す様々な組織との間で自生的に発達した関係のネットワークである。社会は生じるものであるが、国家は作られるものである⁽¹⁰⁾。

組織とはいうまでもなく、特定目的を推進するための結合体である。従つて国家を一つの組織としてみる限り、それは他の組織と同様、何か特定の目的の実現に携わつているとみなくてはならない。しかしハイエクによれば、政治的な団体は、成員に対して特定目的に奉仕するように強いてはならないのである。政治的な団体が強制できるのは、唯一つ「抽象的な行為のルールを施行することによつてのみ確保できる抽象的な秩序」を守らせることだけである。同様なことをハイエクはさらに言葉を換えて、「政治の任務は、そのなかで個々人や集団が成功裏に自分達のそれぞれの目的を追求できるような枠組を作ることである」とも述べている。⁽¹¹⁾あるいはまた「全ての最高権力は本質的に拒絶的な役割に——すなわち「ノー」という権力に——局限されなければならない」といい、さらに「全ての肯定的な権力は、自らが変更できないルールの下で活動することを要する任務に局限されなければならない⁽¹²⁾」ともいつて、国家権力が制限されたものでなければならぬことを強調している。

ハイエクにとつては、国家が何事でもなし得る無制限の権力を行使することこそ、最も忌むべきことであつた。そこで最高の権力（ハイエクはそれを立法機能に与えている）を、不当な強制を拒絶する任務に限定し、この拒絶的なルールの枠のなかでのみ、何事かを推進する肯定的な権力（ハイエクはそれを統治機能に与えている）の作動を認めたのである。換言すればハイエクは、全ての人に一般的、抽象的、拒絶的ルールを強制できる——しかし具体的な命令は出せないという意味で限られた権力しか行使できない——国家の最高権力、すなわち立法機能に主権の行使を認めたということもできる。

ハイエクの議論を踏まえていえば、この立法機能の制約を受けた肯定的な権力の追求するものこそ、国家の目的である。ハイエクは理想的な国家構造について論じた個所で、一般的、抽象的なルールの制定を任務とする

「立法議會」と、そのルールを前提とし、その枠内で統治のための具体的方策を決定する「統治議會」の設立を提唱した上で、後者の議會についてこう述べている。「統治本来の目的にとつては、特定の結果を求める市民の具体的な願望が表明されることが、あるいは、彼らの特定の利害が代表されることが望ましいように思われる。」⁽¹³⁾

しかしながらハイエクに従えば、国家が国民全員に強制できるのは、一般的、抽象的なルールのみであつて、右のような願望や利害ではない、ということになる。考えなければならないのはこの点である。確かに、国家が目的として掲げるものを、国民全員が推進する必要はないという意味でなら、ハイエクの考えは正しいということができる。⁽¹⁴⁾しかし問題は、国家は、徴収した税金を単に一般的、抽象的なルールを維持するためではなく、自らの掲げる政策（すなわち国家の目的）を実現するためにも使用しているという事実をどう考えるかである。そのような場合には、国家の特定の政策に反対する人達の納入した税金も使われており、彼らが国家の成員であることを止める自由を持たない限り、彼らは国家目的の潜在的支持者に変えられている、とみることができる。あるいはまた、国家目的の明示的な強制は行なわれなくても、暗黙の強制はなされている、ということもできる。⁽¹⁵⁾

このように考えれば、主権は国家が一般的、抽象的ルールを維持する時だけではなく、そのルールの下で自らの目的を実現する際にも行使されていることになる。しかし国家が主権を行使するという場合、その国家とは「政府」と同一視できる意味での国家ではない。多元主義的国家論の考え方を援用していえば、団体 (association) としての国家の意志が主権である。⁽¹⁶⁾そして「単なる被治者は国家団体の部分ではない」という立場に立てば、国家団体は、未成年者等の単なる被治者を除いた治者——すなわち、現代の民主主義制度の下では選挙民——から構成されているということになるのである。そのように解すると、国家の目的とは、正確には国家団体を構成する治者の多数が認める目的に他ならないのである。

しかしこのような考え方を正面に押し出せば、ハイエクの「目的」観と抵触する面が出てくることは明らかである。ハイエクは目的と手段（特に市場）の関係について次のように述べている。

特定目的というのは、それを追求する人達以外には知られていないのであるから、合意は特定目的の多くについては可能ではないが……手段についての合意は、その手段がどんな特定目的に役立つか分からないというまさにその理由で、殆どの場合達成できる。……そうした社会（大社会）において合意と平和を可能にする途は、個々人に目的についてではなく、手段についてのみに合意するように求めるところにある。そうした手段とは、多様な目的実現に役立ち、各人が自分自身の目的を追求する際に、自分の助けとなると信じられるようなもののことである。実際、平和の秩序を特定目的について合意し得る小集団を越えて、それらについて合意し得ない大社会の成員へと拡大し得たのは、目的についてはなく、手段についてのみに合意を必要とするような協力方式が発見されたからである。⁽¹⁸⁾

ハイエクはこのように、人々がそれぞれの目的に固執する小宇宙の論理に立脚する限り、現代社会には合意も平和もさらには繁栄もあり得ないと考え、そうした価値を達成するためには、人々が相互に合意し得る手段を最優先させ、その手段を共有することによって結びついた、いわゆる「大社会」や「拡大した秩序」を維持する必要を説くのである。要するにハイエクの社会論の図式では、一方において小集団とその追求する目的があり、他方においてその目的を制約するルールとそれによって支えられた大社会がある。そして大社会においては、目的を共有することは不可能であると考えられているのである。

ハイエクの考え方を忖度していえば、前述の統治議会の役割に関する記述から窺われるように、国家の目的とされるものも、実際には市民の特定の願望であり、利害であって、共有されるような目的ではない、とみなされているようにも思われる。しかしハイエクは別の個所では、「満たされる欲求が共同体全体の集合的欲求であって、単に特定の集団の集合的欲求ではない限り……政府の提供するサービスは、自由主義の原則と完全に両立で

きるものである⁽¹⁹⁾」といっている。共同体全体の集合的欲求の充足を図ることは、すなわち共同体全体の目的実現を目指すことであるから、ハイエクはここでは目的の共有を認めていることになるのである。勿論市民の特定の願望や利害であっても、それらが国家によって実現を図られるのは、そうした願望や利害に対して、共同体全体との関連で重要な意味が認められたからである。そういう意味では、市民の特定の願望や利害であっても、共有される目的になり得るのである。

こうした目的の共有に対して、最終的な諸否を与えるのは治者の多数であるということを考えれば、やはり治者から成る団体、すなわち多元主義的国家論⁽²¹⁾という国家団体 (state-association) を想定し、国家を明瞭に目的追求団体として捉えることが必要になる。ハイエクの議論のなかにも、明らかにそのような契機はある。ハイエクによれば、国家は、死刑、墮胎、離婚、安楽死、麻薬、アルコール、タバコ、ポルノグラフィ⁽²⁰⁾等に関連した、私達の道徳的確信が大きく異なる問題については非の態度を明確にしなくてはならないという。これは、団体としての国家が自らの進む目的、方向を選択し、明瞭にすることによって可能になることである。

ハイエクの議論からは、一般的、抽象的、拒絶的ルールを施行して、「拡大した秩序」を維持するために主権を行使する国家の姿は鮮明に析出できるが、自ら団体目的を設定し、やはり主権を通してそれを実施している国家の姿は、はつきりとした形で出てくることはない⁽²¹⁾。しかしこの国家の実施する目的は、「拡大した秩序」の重要な構成要素となり、その秩序の在り方に極めて大きな影響を及ぼすものである以上、国家の持つ目的追求機能を曖昧な形で放置しておくことは許されないのである。

三、国家の目的

ハイエクに従えば、目的とは「特定の行動の具体的で予見し得る結果」を得ようとすることである。そうであるなら、国家も当然そうした目的追求活動を行なっていることになるが、ハイエクの議論の特徴は、この目的追求活動に対して極めて警戒的であるところにある。ハイエクにとって最も重要なことは、「様々な情報に基づいた、多くの個々人のそれぞれの決定から生じる秩序」すなわち「拡大した秩序」を維持することである。ハイエクによれば、この秩序は「私達の理解、願望、目的、感覚的知覚の及ぶ範囲をはるかに越える」成果をもたらし、「個人の頭脳やどんな単一の組織も所持したり、発明したりすることができなかった知識を生み出す」ものである。⁽²³⁾そしてこうした秩序は、様々な目的の重要度を計る共通の尺度によつては決定することができないものであるということをハイエクは強調している。⁽²⁴⁾

要するにハイエクが国家の目的追求活動を警戒するのは、それがともすれば目的の重要度を計る共通の尺度を押しつけ、「拡大した秩序」の形成を妨害するとみるからである。しかもなお厄介なことに、人には目的の共有を好み、「拡大した秩序」や市場秩序に反発を感じる傾向があるということもハイエクは指摘する。市場秩序を維持するためには、人間相互間の相違を認め合わなければならないが、私達はそれよりも、共同の目的を意識的に追求したいという気持の方が強いのである。しかしハイエクによれば、それは小集団の本能に基づく倫理の残滓ともいふべきものである。そうした倫理観の下では、共同の目的は連帯とか利他主義といった、個人的に知っている仲間達の目にみえる必要に向けられることになるのである。⁽²⁵⁾ハイエクは集団主義的伝統の源には、高貴な未開人の本能的な生き方に対する、先祖返りともいえる憧れがあるとみる。⁽²⁶⁾

ハイエクの議論に含まれている、こうした国家の目的追求活動に対する警戒的な見方をどう評価すべきである

うか。まず指摘しなければならないことは、国家は必ずしも様々な目的の重要度を計る共通の尺度を押しつけ、連帯や利他主義を強要するわけではない、ということである。そうしたことを行なうのは勿論全体主義国家である。しかし全体主義国家に至る危険があるという理由で国家の目的追求活動を認めないとすれば、それは国家を抹殺することであり、取るべき道ではないことは改めていうまでもない。

注意しなければならないのは、全体主義的ではない国家であっても、ある程度までは国民の共通の生き方を確保しなければならないということである。例えば前述のハイエクがあげている事例に關していえば、現代の国家においても、安楽死や麻薬の使用が自由権の行使として認められているわけではないし、飲酒すら国によっては禁止されているほどである。また外交政策や防衛政策に典型的にみられるように、国家がとるべき大きな方向や進路も、団体としての国家が決めなければならない事項である。換言すれば、私達はどんな生き方でも文字通り自由に選択できるわけではなく、どんな生き方をどの程度認めるかは、国家が団体として決定している事柄である。従ってそれらを自由な選択や自由な市場に委ねるかどうか、団体としての国家が決定すべき問題である。

従ってこの国家の決定が、あまりに細部にわたったり、過度に国民相互の一体感をもたらしうな形でなされると勿論全体主義が発生する。ハイエクにいわせれば、それが小集団本能への先祖返りである。しかし団体としての国家が国民の共通の生き方を決めようとすると、必ずこの本能が喚起され、全体主義が引き起こされるといふわけではない。団体としての国家が、そうした本能を抑制して、国民生活に最低限度の内容上の共通性をもたらすような決定をし、そうすることで「拡大した秩序」の安定と発達に貢献することは可能であるし、勿論望ましいことでもある。要するに、国家の追求する共同目的は、その内容次第ではハイエクの想定するように「拡大した秩序」を阻害することもあるが、全く逆にそれを維持、促進することもある。そういう意味で、団体としての国家の掲げる目的は極めて重要である。

しかし国家の目的追求活動を警戒するハイエクの議論からは、国家には追求すべき固有の目的がある、という視点が欠けており、それがハイエクの政治理論にある種の不均衡をもたらしている、ということも指摘しなければならぬ点である。ハイエクの所説には、個別的目的 (particular ends) と一般的ルール (general rule) という言葉は頻出するが、一般的目的 (general ends) という語が出てくることはない。このことはハイエクが、目的はせいぜい顔も名前も知り得る小集団のなかで、すなわち仲間同士でしか共有できない、と考えていたことを示すものであるのかもしれない。そのような前提に立ってしまえば、団体としての国家が追求するのも、結局は小集団の目的の域を出るものではない、ということになるのは当然である。

それでは、「拡大した秩序」に必要なものとしてハイエクが強調する一般的ルールであれば、私達は容易に共有できるのであろうか。前述の通りハイエクが「手段についての合意は、その手段がどんな個別的目的に役立つかわからないというまさにその理由で、殆どの場合達成できる」といつている点を勘案すると、ハイエクは手段、すなわち一般的ルールの共有は容易である、といっているようにみえる。しかしその言葉のわずかな後の方では、「私達は、熟知したもののや名の知られたものは、具体的に触れることができるものであると考えがちである。従って私達が仲間と共有しているものが、同一の個別的目的なものの知識であるよりは、むしろある種の状況についてかなり一般的で、しばしば極めて抽象的な特徴であることを認識するには、相当な努力が必要である」²⁷ といつて、一般的、抽象的なものの認識は可能ではあっても、容易ではないということを強調している。さらにまた、「個々人が自分達自身の目的のために所持している情報を使用する際、その使用を最も効果的なものにするために政府が個々人に提供できる主たる利益は、単に拒絶的なものであるというまさにこの事実こそ、多くの人達が受け入れ難いと考えるものである」²⁸ とも説いて、一般的、拒絶的なものの意味が、人々に理解されることの難しさを指摘しているのである。

しかしこのようにたとえ難しいものではあっても、私達が意識的な努力や学習をすることによって、一般的、抽象的、拒絶的なルールの意味を理解し得るものとすれば、同様な努力や学習によって、小集団にのみ適合するのではない、広範な一般的目的も認識できるものとみなくてはなるまい。私達の追求する目的は、顔と名前を互いに知り合っている小集団においてのみ成立し、一般的ルールは小集団を越えたところで成立するとするハイエクの考え方は、やや均衡を失したものの見方のように思われる。人間がルールに関して小集団の枠を越える能力を持つものとすれば、目的に関しても同様であるとみるのが自然であろう。つまり一般的ルールとともに、一般的目的の観念も成立し得るものとみなくてはならないのである。

ハイエクの政治理論が、一般的目的の観念を欠くが故に均衡を失したものになっているということを、C・クカザスによるハイエク評価に依拠しながらみて行くことにしよう。クカザスによれば、「平和」の価値を重視するハイエクは、自由主義的政治秩序を議論の多い個人の権利に関する主張や、理想的な人間概念に基礎づけようとせず、「市民生活を保持するためには、より完全な文化的統一を目指す政治秩序よりも、むしろ平和的な共存を容易にする政治秩序が必要である」ことを示そうとしたのであって、そこにハイエクが自由主義に寄与した点を認めることができるという。そしてさらに、「彼の最も重要な主張は、そうした平和を保持する秩序が、諸社会の共存を認めるだけでなく、諸社会の形成を可能にするところにある」ともクカザスは説く⁽²⁹⁾。

クカザスのこの評価は正しいものであるだけに、ハイエクの政治理論に何が足りないかということもよく示しているように思われる。クカザスが着目するこうした平和保持機能は、国家が一般的、抽象的、拒絶的ルールを施行することによって果たすものである。しかし国家は、このように国民にルールを遵守させることで、諸社会の共存と形成を平和裏に可能にするだけではなく、自ら団体として特定の目的を遂行しているのである。換言すれば、国家は、目的の遂行に関しては全て諸社会に委ね、自らはただルールに依拠して諸社会の目的遂行を平和

的に行なわせる役割だけを持つているのではなく、自らも果たすべき特定の役割を背負っているのである。さらにいえば、国家は単にルールに基づいて諸社会の目的遂行ゲームを判定する審判なのではなく、自らもプレイヤーとしてゲームに参加しているのである。ハイエクにも勿論、国家をプレイヤーとして捉えている面はある。しかしプレイヤーとしての国家に殆ど信頼を置かないハイエクは、専ら審判としての国家の役割を強調することになる。しかし国家の目的遂行面を重視しないハイエクの国家像は、極めて受動的な色彩の濃いものにならざるを得ないのである。

国家を目的遂行団体として捉える発想を持たないハイエクは、当然のことながら殆どの場合、国家を統治機構、あるいは政府と同一視している。従ってハイエクが信頼を置いていない国家とは、実際には政府のことであるといひ換えることもできる。しかし国家を特定目的を遂行する団体として捉えれば、政府はその機関として位置づけられることになる。そして政府は、団体としての国家の目的を適正に遂行したかどうかという観点からも評価されることになる。ところが国家を目的遂行団体として捉える視点のないハイエクの議論からは、そのような評価の仕方は生じない。国家（政府）はただ、一般的、抽象的、拒絶的ルールを維持しているかどうか、という観点からのみ審判されることになるのである。

しかし問題は、このような国家の機能のみで、「拡大した秩序」を適正に保つことができるかどうかである。ハイエクによれば、一般的、抽象的、拒絶的ルールの特徴は、拒絶的テストと呼ばれるものを行なうところにある。つまりそれは、あるルールが、その妥当性が問題視されていない他のルールの体系のなかで、果たして普遍化できるかどうかのテストを行ない、普遍化できないものを除去して行く作用のことである。⁽³⁰⁾しかしハイエクがいうように、一般的、抽象的、拒絶的ルールは、主として私法と刑法のルールから成り立つもの⁽³¹⁾とすれば、そのようなルールに抵触しない範囲内で、複数の国家目的が提示されるということは十分あり得ることである。

そのように考えれば、J・シアマの指摘するように、「そうした事柄（普遍化できないものを取り除く拒絶的テスト）が、自由主義的な性格を持った判断の合意を容易に生み出すと信じるのはあまりに樂觀的過ぎる」ことであり、ハイエクの意味での合意に白紙委任状を与えて事足りりとするのは、道理に合わないことになるのである。⁽³²⁾ ハイエクのいう拒絶的合意を見出した後に、どのような肯定的合意を作り出すかということこそ、政治にとって極めて大きな問題であり、それは結局、団体としての国家の成員が、どのような国家目的を設定するかにかかっているのである。

四、伝統と刷新

既に述べたようにハイエクは、本能と理性の間にあるものとしての伝統を重視し、その伝統から学ぶことによって人類が「拡大した秩序」を生み出し、文明を進歩させてきたことを強調した。それではハイエクは、私達が伝統から学ぶ上で、国家にどのような役割を期待していたのであろうか。これが次に考えなければならぬ問題である。まず最初に、ハイエクの伝統の捉え方に対して、ハイエク研究家達が投げかけている批判を検討するところから始めよう。例えばN・P・バリーは、文明や社会の進化は、必ずしも個人主義的な経済学の立場が推奨するような、あるいはハイエクが期待するような社会慣行を生むわけではないという。バリーによれば、例えば福祉国家の制度、慣行、政策は、ハイエクが嫌う特定の合理的設計の結果として発展したものではなく、まさにハイエクが推奨するような方法で、すなわち特定の課題に対する応答が、徐々に積み重ねられて行く過程のなかから生じたものである。人間の認識論上の不確かさを重視し、私達が特定の介入の結果を正確に予測できるだけの知識を持ち得ないものとみるハイエクの立場からは、たとえば福祉国家であってもそれが私達に受け入れられ

ている制度的装置である限り、それに対する介入を抑制しようとする主張がなされても不思議ではないとバリーは説く。⁽³³⁾

しかしこのように私達に受け入れられ、いわば「成功を収めた」慣行には介入できないものとすれば、私達は進化を待たなければ社会慣行に評価を下せないという、一種の宿命論に陥ることになるとバリーはいう。そしてそうした宿命論に立つ限り、例えば市場社会に関連する法的、道德的要素が何もない社会に市場を設定しようとすることは、ハイエクが批判する構築主義的合理主義に他ならないのではないか、という疑問をバリーは提出している。⁽³⁴⁾ 要するにバリーは、ハイエクの議論には、どうした場合に慣行に介入し、どうした場合にそれを手控えるかの原理が示されていないといっているのである。

さらに前述のシアマーも、ハイエクは伝統を強調したが、ハイエクをもつて単に全ての社会的なルールや慣行に無批判的に順応することを説く「全面的」な保守主義とみなすことはできない、という立場をとっている。シアマーによれば、ハイエクが市场秩序内部で、タブーや伝統や慣行を打破するような革新が行なわれる必要を説いている以上、「ハイエクのいう市民は、彼らが何に順応し、何に関して革新するかを知るための何らかの方法を必要としている」という。しかしある疑い得ない基準を下敷にして別の基準を修正するといった、ハイエクの認める内側からの制度批判だけでなく、外側からの制度批判もハイエク自身の考え方が生かされるためには必要であるとシアマーはいう。⁽³⁵⁾ 外側からの制度批判とは、バリーがあげているような事例、すなわち、市場社会とのつながりが何もない社会に、市场秩序を導入しようとするような試みを指すものと思われる。

確かにハイエク最後の著作 *The Fatal Conceit* では、伝統や進化を強調する姿勢が目立っている。しかしハイエクが守ろうとしているのは、「拡大した秩序」を生み出したような伝統であり、そうした秩序に向けての進化である。ハイエクが「私は何故保守主義者ではないのか」と題する論文で示したような、保守主義と一線を画

しつつ自由主義を推進しようとする態度は終生貫かれたとみることができる。

それでは、バリーやシアマーのいう慣行に介入する際の原理、あるいは外側からの制度批判の基準といったものは、ハイエクの所論には示されていないのであろうか。この問題に関しては、ハイエクが *The Faial Conception* において「拡大した秩序」を可能にする自由の大切さを強調している点に注目したい。ハイエクによれば、そうした自由は、私達がある種の行為のルールに服するという代価をはらって購ったものである。ところが未開人の享受していた自由を理想とみ、そこに返りたいと思っている人達にとつては、そのようなルールに従うことは束縛と映るのである。そうした立場に立っている点では、「疎外」からの脱却や「解放」を説く現代の思想も全く同じであるとハイエクはみる。そのような思想は、個々人に対して、意識的同意なしに課された秩序を信用しようとはしないのである。⁽³⁷⁾しかしハイエクによれば、財産を知らず、仲間達の具体的な目的追求を共有する義務を負い、首長の命令に従わなければならない未開人の状態は、自由なものとも道徳的なものとも呼ぶことができないものである。「人が個人的な目的に従って、個人的な決断をする際に考慮しなければならない一般的、抽象的なルールのみが、道徳の名に値するものである」とハイエクは明言している。⁽³⁸⁾ハイエクのこのような考え方こそ、社会慣行に介入したり、介入することを差し控えたり原理になり得るものであると思われる。つまり、個人的な自由を可能にするルールが実施されているか否かが、伝統の維持に乗り出すか、刷新に踏み切るかの分岐点になるということができよう。

さらにハイエクは、私達がそれぞれの領域において様々な目的を追求する自由を、「相違する自由」(*freedom to be different*)と呼び、このような自由を許容する秩序が望ましいものであるということも強調している。ハイエクによれば、「秩序は人間現象においてのみならず、どこにおいても諸要素の相違を前提にしている」のである。そして様々な相違が私達に恩恵をもたらすからこそ、拡大した秩序が可能になるのである。このような立

場に立つハイエクにとっては、秩序は全てのものを一定の場所に繋ぎ止めておくが故に望ましいものなのではなく、その秩序がなかったら存在しなかったような新しい力を生み出すが故に価値のあるものとなる。⁽³⁹⁾従ってハイエクの立場からは、「相違する自由」を許容し、常に新しい力を生み出す秩序こそ、保持するに値するものであるということが出来る。ハイエクにとって価値ある伝統とは、絶えず刷新する力を内に含んだ伝統のことである。このような伝統を保持し、刷新を行なうて行く上で、それでは国家はどのような役割を果たすべきものなのか。ハイエクの議論から明瞭にいい得ることは、国家が何を置いても行なわなければならないのは、道徳の名に値する唯一のものとハイエクが呼ぶ一般的、抽象的ルールを維持する、ということである。このルールの下で形成される「拡大した秩序」と「相違する自由」が、ハイエクにとっては保持するに値するものになるのである。そして、「拡大した秩序」の下で「相違する自由」を行使することになるのは、少数の個々人である。ハイエクはいう。「最初に少数の個々人の経験に発しない社会の経験というものは存在しない。……討論は重要なものであるが、それによって人々が学習する主要なプロセスではない。人々の考え方や欲求は、自分達自身の設計に従って活動する個々人によって形成される。そして人々は、他人がその個人的な経験を通して学んだことから利益を受けているのである。……多数の人達が、結局のところより適切に行動することを学ぶのは、常に多数の人達が規定するのは違った方法で活動する少数の人達からなのである」⁽⁴⁰⁾

ここに明瞭に言い表わされているように、ハイエクによれば社会的な経験というのは、最初に「相違する自由」を行使した少数者の先導的な経験が、後に多数者に学習されることによって、自ずと形成されることにあるのである。要するに国家が、一般的、抽象的ルールを維持することによって、その枠内で多数者の是認する生き方が自生的に発展してくるというのが、ハイエクにとって最も望ましい秩序の在り方であった。いわば国家は、秩序や伝統やあるいはそれらの刷新に直接的に関わるものではなく、一般的、抽象的ルールの施行を通して、間

接的に貢献すべきものとされているのである。

ハイエクの視野から完全に抜け落ちているのは、国家自身も「相違する自由」を行使し、自らの目的実現を企図することによって、ハイエクが想定しているのよりもっと直接的に、秩序や伝統やあるいはそれらの刷新に携わっているという事実である。前述のハイエクがあげている事例に即していえば、国家が墮胎、離婚、安楽死、麻薬、アルコールを認めるか否かは、直ちに個々人の生き方に大きな影響を及ぼすことになる。同様なことはこのような道徳的確信に関わる問題に留まらず、例えば国家が、旧来の在り方から「相違する自由」を行使して、外交、防衛、教育の基本方向を一新したような場合にも勿論生起する。国家がただ一般的、抽象的ルールを維持するだけで、こうした目的追求活動を一切行なわなかったとしたら、ハイエクが期待するような秩序や伝統は全く形成されず、かなりな程度の混乱と無秩序が発生することになるであろう。

ハイエクは「相違する自由」を個々人にしか認めていない。しかし前述のように、この自由が、人がそれぞれの領域で自己の様々な目的を追求する自由であるとすれば、そして本稿で述べてきたように、国家を目的を追求する団体として捉えることができるのであれば、国家も（そして勿論国家以外の結社も）個々人と同様、「相違する自由」を行使して、秩序形成に直接関わっているものとみななくてはならない。勿論国家であっても、他の集団や個々人と同様、一般的、抽象的ルールの支配下になければならない。そしてそのルールの範囲内で自らの目的を追求し、そうすることで「拡大した秩序」形成の一翼をになわなければならない点でも、国家は他の集団や個々人と何ら変わらない。ただ国家以外の集団や個々人の追求するのは私的目的であり、それが多くの人達の自由な学習によって共有される場合もあるのに対し、国家という団体の追求するのは一般的、公的目的であり、それが国家の持つ主権を通して確定される点で、双方の目的追求活動は異なっている⁽⁴⁾。

ハイエクが見逃しているのは、主権という強い力を用いて自らの目的を遂行し、「拡大した秩序」を内容面か

ら支えようとしている国家の姿である。国家といえども一般的、抽象的ルールの下にあり、「拡大した秩序」の一構成要素として捉えられなければならないのは当然としても、国家は一般的、公的目的を主権を通して実施する点で、「拡大した秩序」の内容に対して、他の集団や個々人とは比較にならないほど大きな影響力を及ぼすことになるのである。そういう意味で、国家という構成要素を無視しては、「拡大した秩序」の在り方を考えることはできないのである。

団体としての国家は、ハイエクのいう一般的、抽象的ルールを維持するだけでなく、その枠内で自ら特定の目的を設定し、進むべき方向を提示しなくてはならない。伝統の保持と刷新は、こうした国家像の策定とも密接に結びついている。ハイエクが守るに値するものとして強調する「拡大した秩序」は、単に一般的、抽象的ルールのみならず、国家の目的追求活動によってもしっかりと支えられなければならないものである。

五、国家、ネーション及び市場

国家は、特定目的を追求する団体としてみることでできる一方で、共同生活の場としても捉えることができるものである。国家を団体としてみる見方に乏しいハイエクも、共同生活の場としての国家は、かなり正確に把握していたことができる。前述の通りハイエクは、共同体全体の集合的欲求と特定の集団の集合的欲求を区別し、政府が前者の欲求を満たすことは、自由主義の原則と両立し得ることであると述べ、共同体全体、すなわち共同生活の場としての国家全体を明確に認めていた。さらにまた、現代人は、同一のルールが全ての人に適用されるべきであるという理想を原則的には受け入れているけれども、「実際には彼は、その理想を自分自身と似通っているとみなす人達にのみ認め、極めて緩慢な形で、同類として受け入れる人達の範囲を拡大して行くことを

学ぶのである⁽⁴²⁾」といい、nation という共同生活の場をあまりに性急に無くしてしまおうとする態度を戒めているのである。

しかしハイエクはこのように、ネーションは認めても、それに対して共同目的を課すことには断固反対する。ハイエクによれば自由な社会を作るということは、共同目的を強制しないということの意味しているのである。共同目的の果たす作用について、ハイエクは次のように述べている。

大社会は、既知の共同目標の追求に関して真に一体となるという意味での「連帯」とは関係がないし、実際それとは両立し難いものである。私達が時として、仲間達と共同の目的を持つのを良いことと感じ、共同の目的を目指す集団の成員として活動できる時にある種の高揚を感じるとすれば、それは私達が部族社会から受け継いだ本能なのである。

……それは、時として戦争さえもが、そうした共同目的への切望を満たすものと感じられる時に顕著に示されているし、また現代において自由な文明に対する最大の脅威となる二つのもの、すなわちナショナリズムと社会主義に最も明瞭に表わされているのである。⁽⁴³⁾

つまりハイエクにとつては、ネーションは肯定できるものではあったが、そこに共同目的を置いて人々を一体化しようとするところに発生するナショナリズムは、自由への脅威となるものであり、容認できないものであった。ナショナリズムが発生する前のネーション、すなわちハイエクが肯定するネーションとは前述の通り、相互に似通っていることを認め合ったり、同類として受け入れ合っている人達が、一般的、抽象的ルールを共有するところに出現するものであった。それではハイエクが、一般的、抽象的ルールが受け入れられる前提とみなしている、人々相互の類似性はどのようにして形成されるのか。これは人々が、ある目的の下に完全に組み込まれ、緊密な一体性を持つことによって生み出されるというよりはむしろ、目的がある程度共有することによって、ハイエクの言葉を用いていえば、「特定の行動の具体的に予見し得る結果」と多少とも共同で所持することによつ

でもたらされるものとみることができる。そのように解すれば、ハイエクの認識するネーションには、一般的、抽象的なルールだけではなく、既に一般的な目的も共有されているとみるのが自然である。

ハイエクのいうナショナリズムや社会主義は、このように既に目的をある程度共有しているネーションに、さらに一体感や連帯感を高めるような目的を上積みすることによって生み出されるものと解することもできる。ネーションはいうまでもなく大社会である。ハイエクの想定するように、大社会には共同目的がない、とみることも、また大社会に共同目的を設定すれば必ずナショナリズムや社会主義が生起する、とみることもできないのである。設定される共同目的が、国民生活に最低限度の内容上の共通性をもたらすようなものである場合、あるいは私目的には直接関係のないネーションの大きな方向を示すようなものである場合、ネーションは緩やかな結びつきを保ちながらも、決して全体主義に走ることはないといえる。ハイエクのいう類似性がネーションにもたらされるのも、ネーションがこのような意味での目的を共有しているからである。

ハイエクは「人間は目的を追求する動物であると同時に、ルールに従う動物である」と規定しているが、ネーションに関しては目的ではなく、ルールのみを課そうとする。ハイエクがネーションに目的を課すことを憂慮するのは、それが人々を全面的に吸収して過度に一体感を強め、目的のみが重視されて肝心なルールが踏みじられる状態をもたらすとみるからである。しかしそのような、ハイエクにいわせれば本能の発露とみなされるような目的だけでなく、もっと穏当な、「拡大した秩序」の維持に資するような目的をネーションに置くことも可能である。要するに、団体としての国家は、一般的ルールだけではなく、適正な一般的目的も設定し、ネーションにおいてそれらの実現を図らなければならないのである。

ハイエクは「拡大した秩序」を維持する上で、国家の目的追求活動の果たす役割について極めて懐疑的であり、警戒的であった。また国家の主権行使を容認するか否かも不明確であった。しかし国家が主権を通して、一般的

ルールのみならず、一般的目的もネーションにおいて施行する限り、主権の行使は、「拡大した秩序」を妨げるどころか、それを維持する上で不可欠のものとなる。市場と国家の関係に關していえば、最近の金融危機が教えてくれたのは、国家は市場を成り立たせている一般的ルールを維持するだけでなく、市場に評価されるような財政金融上の国家の方向、目的を具体的に提示し、それをネーションにおいて実施しなければならぬ、ということである。先に使った言葉を用いていえば、国家はとりわけ危機的な状況に際しては、単に一般的ルールに依拠して試合を判定する審判に留まるのではなく、自ら積極果敢なプレイヤーとしても活動しなくてはならない。そうした国家の姿は、一般的目的を追求する団体としての国家と、その目的が実現される共同体としての国家、すなわちネーションを認めることにより、明確なものになるのである。

勿論この一般的目的のみを重視し、「拡大した秩序」を支えている一般的ルールを無視したり、破壊したりするようなことがあれば、それは、ハイエクが自由な文明に対する最大の脅威とみる、社会主義の道に立ち返ることを意味する。従って肝心なことは、一般的目的を一般的ルールの下に置くことである。その鉄則を貫く限り、国家は市場を中核とした「拡大した秩序」の最も有力な支え手としての地位を獲得することになる。そして国家は、市場が適正に作動するための不可欠の前提になるのである。

The Fatal Conceit が、現代の私達に対して持っている教訓とは、一体何なのであろうか。社会主義が市場経済の唯一の敵ではない、ということである。もう一つの敵は、最近の地球的規模での勝利により、一層強力なものになっているが、それは市場経済それ自身である。一切の重要なものが売買できる時、約束がもはや自分達の利益にならないからという理由で破られる時……私達の価値がただ稼ぎまた使うかで計られる時、そういう時には、市場は長きにわたって自らが依拠してきた徳そのものを破壊しているのである。それは、社会主義の復活を意味することではないが、先進国の経済が今日直面している危機である。⁽⁴⁵⁾

これは、J・サックスが市場経済の根底には、宗教的伝統に対する尊崇の気持がなければならず、市場は市場の諸力だけでは存続し得ないことを説いた一文である。このことは市場と国家の關係に關しても当てはまる。市場経済の根底には、一般的、抽象的ルールを維持する国家だけではなく、そのルールの枠内で一般的目的を形成する団体としての国家と、そうしたルールと目的が施行される共同体としての国家、すなわちネーションがあることが明確に認められなくてはならない。市場の根底にあり、市場を支えるものとしてのそうした国家の姿を鮮明なものにすることは、ハイエクの構想を否定することではなく、それを補強し、生かすことになるのである。

- (1) F. A. Hayek, *The Fatal Conceit: The Errors of Socialism* (Routledge, London, 1988), p. 18.
- (2) Ibid.
- (3) Ibid., p. 135.
- (4) Ibid., pp. 12, 18 参照。
- (5) F. A. Hayek, *Law, Legislation and Liberty: Vol. 1 Rules and Order* (Routledge & Kegan Paul, London, 1982), p. 29.
- (6) Hayek, *The Fatal Conceit*, p. 21.
- (7) Ibid., pp. 21-23.
- (8) Ibid., p. 112.
- (9) Ibid., p. 31.
- (10) F. A. Hayek, *Law, Legislation and Liberty: Vol. 3 The Political Order of a Free People* (Routledge & Kegan Paul, London, 1982), p. 140.
- (11) Ibid., p. 139.

- (12) Ibid., p. 149.
- (13) Ibid., p. 112.
- (14) 一例をあげていえば、国家が教育を推進するために学校を作り、国民の健康を保持するために病院を建て、国民の利便性を図るために交通機関を設けることは望ましいことであろう。しかしそうかといって、教育や健康の保持や利便性を求める人達が全て国立の機関を用いる必要はないし、そういうふうに強制することは望ましいことでもないのである。
- (15) 尤も似たような状況は、団体の運営が資金納入者の存在によって可能になるところではどこでも起こり得る。しかし国家以外の団体においては、その構成員は、自己の意に反した資金運用がなされた場合、その団体から離脱する道を選ぶかもしれない。これに対して国家の構成員には、国家から離脱する自由は法的には認められていても、実質的には著しく制限されている。国家が主権という強い力を行使することになるのも、国家が実質的に選択の自由のない団体であるという事実に由来している。
- (16) R. M. Macneil, *The Modern State* (Oxford University Press, London, 1964), p. 490.
- (17) Ibid., pp. 11-12.
- (18) F. A. Hayek, *Law, Legislation and Liberty* : Vol. 2 *The Mirage of Social Justice* (Routledge & Kegan Paul, London, 1982), p. 3.
- (19) F. A. Hayek, *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas* (Routledge & Kegan Paul, London, 1978), p. 111.
- (20) Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 3, p. 30.
- (21) ハイエクは無制限の自由と無制限の民主主義を容認せず、それらの批判を通して、自由も民主主義も抑制されたものでなければならぬことを強調した。ところがハイエクは、無制限の主権については厳しい批判を加えながらも、抑制された主権であれば容認できるという意味のことはいっていない。尤も「最高の権力は制限された権力

——すなわち他の一切の権力を制限するルールを制定できる権力——でなければならず、従ってまた個々の市民を抑制できるが、彼らに命令できない権力でなければならない」(*New Studies in Philosophy: Politics, Economics and the History of Ideas* p.158.)と述べているところからみると、この意味で「最高の権力」が、抑制された主権を意味するとも考えられる。しかしこれは立法権力のことであり、ハイエクは、国家が自らの政策目的を遂行する際に主権を行使しているとはみていないように思われる。

- (22) Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 1, p. 113.
- (23) Hayek, *The Fatal Conceit*, pp. 72, 73.
- (24) *Ibid.*, p. 79.
- (25) *Ibid.*, p. 80.
- (26) *Ibid.*, p. 19.
- (27) Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 2, p. 11.
- (28) Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 3, p. 130.
- (29) Chandran Kukathas, *Hayek and Modern Liberalism* (Clarendon Press, Oxford, 1990), p. 222.
- (30) Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 2, p. 54.
- (31) *Ibid.*, p. 34.
- (32) Jeremy Shearmur, *Hayek and After : Hayekian Liberalism as a Research Programme* (Routledge, London, 1996), p. 96.
- (33) Norman P. Barry, 'The Road to Freedom : Hayek's Social and Economic Philosophy', in Jack Birner and Rudy van Zijp (eds.), *Hayek, Co-ordination and Evolution : His Legacy in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas* (Routledge, London, 1994), p. 160.
- (34) *Ibid.*, pp. 160-161.

- (35) Shearmur, op. cit, p. 113.
- (36) Hayek, *The Constitution of Liberty* (Routledge & Kegan Paul, London, 1960) 所収。
- (37) Hayek, *The Fatal Conceit*, p. 64.
- (38) Ibid., p. 65.
- (39) Ibid., p. 79.
- (40) Hayek, *The Constitution of Liberty* p. 110
- (41) 「国家という団体が、一般的、公的目的を追求する」という言い方は、個人を中心に据えたハイエクの議論と対比する場合、若干の説明が必要となろう。ハイエクと同様方法的個人主義に立脚する L・ミーゼスは、「社会的集団は個人構成員の行為と離れては存在も実在もしない」けれども、例えば軍人の集団がある場所を占領している場合、この占領がその現場にいる士官達や兵士達の行為ではなく、国家の行為であるとみるのは、当事者がその行為に認めている意味による、という。そして「集団全体は決してみえず、その認識は常に行為者がその行為にどんな意味を見出しているかを理解した結果である」と説く(ルードヴィヒ・フォン・ミーゼス、村田稔雄訳『ヒューマン・アクション』春秋社、一九九一年、六六頁)。この考え方を応用していえば、国家の目的を追求するのは、あくまで国家という団体の構成員個々人であるが、その個々人の行為に一般的、公的な意味があると認識された時、自らの団体目的を追求するものとしての国家が姿を現すことになるのである。
- (42) Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 2, p. 58.
- (43) Ibid., p. 111.
- (44) Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 1, p. 11.
- (45) Jonathan Sacks(ed.), *Morals and Markets* (The Institute of Economic Affairs, London, 1999), p. 24.